資料4-2

果樹共済及び畑作物共済の制度の仕組み

1 果樹共済制度の仕組み

果樹共済事業の種類

(1) 収穫共済

果実の減収と品質の低下による損害を対象とする共済事業

(2) 樹体共済

樹体の損害を対象とする共済事業

共済目的

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、お うとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル

- (注) 1 指定かんきつとは、はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず及びはるみを総称したものです。
 - 2 なしのうち、支那なしは除かれます。
 - 3 ガラス又は合成樹脂板の温室内で栽培される果樹は、除かれます(園芸施設共済の施設内農作物として加入できます。)。
 - 4 樹園地単位方式で加入が可能な共済目的の種類は、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツです。
 - 5 樹体共済の対象となる果樹は、毎年結実する状態にある果樹(結果樹)です。

加 入

果樹共済には、共済目的の種類等ごとの栽培面積が 5~30 a の範囲内で組合等が定める面積 (加入面積基準)以上について栽培の業務を営む者で、組合等の区域内に住所を有するものが加 入できます。

収穫共済については、農林水産大臣が品種、栽培方法等に応じて区分を定めたものについては、その区分(「収穫共済の共済目的の種類等」といいます。)ごとの栽培面積によります。ただし、加入申込みは、共済目的の種類ごとに、その区分ごとの面積が加入面積基準を上回るものすべてについて行う必要があります。

なお、収穫共済の特定危険方式については、共済目的の種類ごとに加入面積の合計が20a(おうとう、びわ、すももは10a)を下らない範囲内で組合等が定める面積基準以上で、かつ、当該 共済目的の種類につき5年以上の栽培経験を有する者等に限られます。

また、果樹共済においても家畜共済と同様に、総会(又は議会)の議決により義務加入制をとることができます。

引受方式と共済事故

収穫共済は収穫共済の共済目的の種類等ごと、樹体共済は樹体共済の共済目的の種類ごとに、 農家単位で引受けが行われます。収穫共済の引受方式には、共済事故又は共済責任期間の相違に より次の17種類があります。

なお、引受方式については、組合等が共済規程等で複数の引受方式を定めた場合において農家 が選択することができますが、全相殺方式及び災害収入共済方式にあっては、農業協同組合等の 出荷資料から収穫量(品質方式にあっては品質の低下を含む。)及び生産金額が適正に把握でき る農家に限り選択できます。

	果樹共	; 涟	手 の	種類	須 等		共 済	事	故	内		容	
収	半相殺農 家単位方		_	般	方	式	風水害、干害、 その他気象上の 及び噴火を含み よる災害、火災 び鳥獣害による)原因 yます {、病	i(地震 r。)に f虫害及	被害樹園地ののの場別では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	準収穫 た数量 との基 を超え	量から収穫) の合計が 量(その農 準収穫量の	
	の農み家に		短	縮	方	式	同	_	Ŀ	同上の方式と 任期間の短縮 ます。			
穫	により損害を知単位で被害樹屋	特	減↓	又暴	虱雨フ	方式	最大風速13.92 以上又は最大眼 メートル毎秒! (以下「暴風! す。)による果	辞間風 以上の 引」と	l速20.0 暴風雨 いいま	特定された共 樹園地ごとの 計が、その農 2割を超える 払います。	果実の家の基	減収量の合 準収穫量の	
	把園 握地 すの	定危	減収	減収ひょう害方式			降ひょうによる	5果実	薬の減収				
共	が減方収式分	険 方	減丩	又凍氣	電害ス	方式	凍傷又は降霜に 減収	こよる	果実の				
		式	減収暴風雨・ひょ う害方式			ひょ	暴風雨又は降び 果実の減収	 よう	による				
			減収暴風雨・ひょ う害・凍霜害方式				暴風雨、降ひ。 は降霜による身						
済	全相殺農家単位方式		減 収	2 総	合 方	式	風水害、干害、その他気象上の 及び噴火を含み よる災害、火災 び鳥獣害による)原因 yます {、病	i(地震 r。)に f害虫及	果実の減収量 収穫量から収 数量)が、そ 量の2割を超 を支払います	穫量を の農家 えると	差し引いた の基準収穫	
	握する方式 と	I	品 質 方 式			同上の災害に。 収と品質の低 ⁻		!実の減	果実の減収及 る減収量が、 穫量の2割を 金を支払いま	その農超える	家の基準収		
	災害	収	入 扌	— 共済	方	式	同上の災害に。 収と品質の低 金額の減少			果実の減収又 ある場合にお の生産金額が	いて、	その農家	

									8割(共済限度額)に達しない ときに共済金を支払います。
	樹単式 (被害樹園地)	減収総合方式	MX /J X		その他気象 及び噴火をよる災害、	害、寒害、雪害 上の原因(地震 含みます。)に 火災、病虫害及 よる果実の減収	ら収穫量を差し引いた数量) がその樹園地の基準収穫量の		
			短	縮	方	式	同	上	同上の方式と同じ内容で共済 責任期間の短縮されたものを いいます。
			減収	暴風	風雨	方式	暴風雨によ	る果実の減収	特定された共済事故による被 - 害樹園地ごとの果実の減収量
	ر اح	特	減収	ひょ	う害	方式	降ひょうに	よる果実の減収	が、その樹園地の基準収穫量 の3割を超えるときに共済金
	損害を	定危	減収	東東	11書に	方式	凍傷又は降約 減収	霜による果実の	
	地ごとに損害を把握する方	険方式	減収暴風雨・ひ ょう害方式			V	暴風雨又は 果実の減収	降ひょうによる	
	する 方式 <u>し</u>	7		害•	雨・ 凍霜			ひょう、凍傷又 る果実の減収	
樹	-	共	済		事	故		内	容
例 体 共 済	風水害、干害、寒害、雪害その他 原因(地震及び噴火を含みます。) 害、火災、病虫害及び鳥獣害によ 枯死、流失、滅失、埋没及び損傷)による災 こる樹体の		済価額の1割又は10万円のいずれ 額を超えるときに共済金を支払い

- (注) 1 基準収穫量は、損害評価の基準として使ういわゆる平年収穫量で、隔年結果の状況等を考慮し、共済金額を設定する際に用いる標準収穫量を調整したもので、半相殺方式及び樹園地単位方式は樹園地ごと、全相殺方式は農家ごとに組合等が設定します。
 - 2 基準生産金額は、共済金額及び支払共済金の算定基準として使ういわゆる平年的な生産金額で、農家ごとに過去5か年間の農家手取金額を基礎として組合等が設定します。
 - 3 樹体共済の共済価額は、共済責任期間の開始時における樹体の資産としての評価額で、共済金額及び支払共済金の算定基準として使われ、農家ごとに組合等が設定します。

共済責任期間

果	見樹共済の種類等	共済目的の種類	共	済	責	任	期	間
収	半相殺減 収総合一 般方式 全相殺方	りんご、ぶどう、なし、 もも、おうとう、かき、 くり、うめ、すもも、 キウイフルーツ	花芽の形			花芽に係	系る果実	その収穫を
穫	災害収入 共済方式	うんしゅうみかん、なつ みかん、いよかん、指定 かんきつ、びわ	属する年	の翌年 翌々年)	(なつ)	みかん、	指定が	

— — — — — —			園地》 総合- デ式		パインアッ	プル		夏実の収穫期からその夏実の収穫期の属する年 の翌年の年産の果実を収穫するに至るまでの期 間
六		半相系合短系	富方:	式	りんご、ふ もも、おう くり、すも ルーツ	とう、	かき、	発芽期からその発芽期の属する年の年産の果実 を収穫するに至るまでの期間
済		半相系 険 方 園 園 知 る 知 る の の の の の の の の の の の の の の の の	亡 也減」	収総	うんしゅう	よかん	、指定	開花期からその開花期の属する年(なつみかん、指定かんきつ、びわにあっては翌年)の年産の果実を収穫するに至るまでの期間
		樹園地	也特別		7,000) *)	EVACE RETURN COMM
	樹	体	共	済	全	樹	種	組合等が定める日から1年間

共済金額

(1) 収穫共済

① 半相殺方式及び全相殺方式

収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農家ごとに、果実の単位当たり価額に標準収穫量を乗じて得た金額(標準収穫金額(価格に差がある場合はその差に応じた細区分ごとに算出した額を収穫共済の共済目的の種類等ごとに合計した額))に最低割合(4~6割の範囲内で組合等が定めます。)を乗じて得た金額から7割(特定危険方式は8割)を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

標準収穫金額=単位(kg)当たり価額×標準収穫量

標準収穫金額×4~6割≦共済金額≦標準収穫金額×7割(特定危険方式は8割)

(注)標準収穫量は、当該地域の標準収穫量を基礎として、半相殺方式及び樹園地単位方式は樹園地ごと、全相殺方式は農家ごとに組合等が設定します。

② 災害収入共済方式

収穫共済の共済目的の種類ごと及び農家ごとに、基準生産金額に最低割合(4~6割の範囲内で組合等が定めます。)を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

基準生産金額×4~6割≦共済金額≦基準生産金額×8割

③ 樹園地単位方式

収穫共済の共済目的の種類等ごと及び樹園地ごとに、果実の単位当たり価額に標準収穫量を乗じて得た金額(標準収穫金額(価格に差がある場合はその差に応じた細区分ごとに算出した額を合計した額))に最低割合(4~5割の範囲内で組合等が定めます。)を乗じて得た金額から6割(特定危険方式は7割)を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

標準収穫金額=単位 (kg) 当たり価額×標準収穫量

標準収穫金額×4~5割≦共済金額≦標準収穫金額×6割(特定危険方式は7割)

(2) 樹体共済

樹体共済の共済目的の種類ごと及び農家ごとに、共済価額に最低割合(4~6割の範囲内で組合等が定めます。)を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

共済価額×4~6割≤共済金額≤共済価額×8割

共済掛金

(1) 共済掛金

共済掛金の額=共済金額×共済掛金率

- ① 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間(原則20年間)の被害率を基礎として定める基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合等が設定します。 また、危険段階別に共済掛金率を設定することができます。
- ② 収穫共済におけるりんご、ぶどう、なし、もも、おうとう及びかきについて、農林水産大臣が定める特定の防災施設(防ひょうネット等)を用いて栽培するときは、共済掛金の割引(防災施設割引)があります。
- ③ 基準共済掛金率は、一般に3年ごとに改定が行われます。
- (2) 共済掛金に対する国庫負担

国庫は、共済掛金について、共済金額に基準共済掛金率を乗じて得た金額の2分の1を負担 します。

損害発生の通知及び損害評価

(1) 損害防止

農家は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止に努める義務を有しています。組合等は、農家に対する損害防止についての指導や自ら損害防止事業を行うことができます。

(2) 損害発生通知

農家は、共済事故が発生したとき及び共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、 遅滞なく組合等に通知しなければならないこととされています。

(3) 損害評価

損害評価は、農家の損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める損害認定準則により行われます。

① 組合等

組合等は、次により現地調査を実施し、現地調査終了後損害評価会の意見を聴いて、樹園 地単位方式は樹園地ごと、樹園地単位方式以外の方式は農家ごとの減収量(災害収入共済方 式は減収量及び生産金額の減少額、樹体共済は損害の額)を認定します。

ア 収穫共済

a 半相殺方式及び … 損害発生通知のあったすべての樹園地について収穫期(特定危 樹園地単位方式 険方式は共済事故の発生の都度及び収穫期)に収穫量(特定危険 方式は減収量)を検見又は実測の方法により調査

- b 全相殺方式 ……… 損害発生通知のあった農家のすべてについて収穫量(品質方式 は収穫量及び品質の程度)を出荷資料により調査
- c 災害収入共済方式… 損害発生通知のあった農家のすべてについて収穫量、品質の程度及び生産金額を出荷資料により調査

イ 樹体共済

損害発生通知のあったすべての樹園地について共済責任期間の終期に損害の程度を検見 の方法により調査

② 連合会

連合会は、組合等の認定結果を検定するため、組合等の現地調査終了後、抜取調査を行い、 損害評価会の意見を聴いて組合等ごとの減収量(災害収入共済方式は減収量及び生産金額の 減少額、樹体共済は損害の額)を認定します。

共済金

(1) 収穫共済

① 半相殺方式及び全相殺方式

収穫共済の共済目的の種類等ごとに、半相殺減収総合方式は3割(半相殺特定危険方式及び全相殺方式は2割)を超える減収となった農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額=共済金額×支払割合

(支払割合)

引受方式		支	払	割 合	
半相殺減収総合方式	支払割合=	10	× .	減収量	_ 3_
一十个个人的人人人的人	又加引口—	7		基準収穫量	7
半相殺特定危険方式	支払割合=	10	~	減収量	2
全 相 殺 方 式	义如前一	8	^	基準収穫量	8

② 災害収入共済方式

収穫共済の共済目的の種類ごとに、品質を加味した実収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、 生産金額が特定収穫共済限度額に達しない農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

[特定収穫共済限度額=基準生産金額× 80 100 100

③ 樹園地単位方式

収穫共済の共済目的の種類等ごとに、樹園地減収総合方式は4割(樹園地特定危険方式は 3割)を超える減収となった樹園地に対し、次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額=共済金額×支払割合

(支払割合)

引 受 方 式		支	払	割合	
樹園地減収総合方式	支払割合=	10	· ·	減収量	_ 4
	又141百一	6	^	基準収穫量	6
樹園地特定危険方式	支払割合=	10	~	減収量	3
	文仏剖石一	7	^	基準収穫量	7

事業実績

※平成21年10月1日現在

(1)加入の状況(平成20年産)

事	業	引受戸数	引受数量	引受率	総共済金額	共	済 掛	金
						総額	国庫負担	農家負担
		千戸	千ha	%	億円	百万円	百万円	百万円
収	穫	82	45	25. 8	1, 048	5, 530	2, 765	2, 765
樹	体	4	1	2.6	72	73	37	37
i	+	86	46		1, 120	5, 603	2, 801	2, 801

(2) 共済金の支払状況 (平成20年産)

事	業	被害戸数	共済金	再保険金	被害農家1戸	金額被害率
					当たり共済金	
		千戸	百万円	百万円	田	%
収	穫	11	2, 496	656	230, 867	2. 4
樹	体	0.4	52	0	142, 554	0.7
計	+	11	2, 548	656	227, 991	2. 3

2 畑作物共済制度の仕組み

共済目的

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭

(注) 茶については、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の一番茶を対象としています。

共済事故

(農作物)

風水害、干害、冷害、凍霜害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含みます。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収(てん菜及びさとうきびにあっては、農作物の減収及び糖度の低下。災害収入共済方式にあっては、農作物の減収を伴う生産金額の減少)(蚕 繭)

蚕児の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害並びに桑葉の風水害、干害、 凍霜害、ひょう害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含みます。)による災害、火災、 病虫害及び獣害による繭の減収

加 入

畑作物共済には、共済目的の種類(農林水産大臣が農作物につき、品種、栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は蚕繭につき、春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭の区分を定めたときは、その区分(「畑作物共済の共済目的の種類等」といいます。)。ただし、災害収入共済方式にあっては、共済目的の種類)ごとの栽培面積が5~30 a (北海道は30 a~1 ha)の範囲内で組合等が定める面積(加入面積基準)以上について栽培の業務を営む者又は蚕種の掃立量が0.25箱~2箱の範囲内で組合等が定める箱数 (加入箱数基準)以上について養蚕の業務を営む者で、組合等の区域内に住所を有するものが加入できます。ただし、加入申込みは、組合等が共済目的としている農作物等で、加入面積基準等に該当する農作物等のすべてについて行う必要があります。

なお、加入に当たっては、個々の農業者(個人又は法人)のほか、一定の要件を備えた農業生 産組織もその生産組織単位で加入できることになっています。

また、畑作物共済においても家畜共済と同様に、総会(又は議会)の議決により義務加入制をとることができます。

(注) さとうきびについて義務加入制をとる場合は、農作物共済の加入農家のほか、家畜共済、果樹共済又は 園芸施設共済の加入農家も畑作物共済への加入が義務付けられます。

引受方式

引受方式	対象作物	内容
半 相 殺 農家単位 方 式	大豆、小豆、いんげん、 茶	被害耕地ごとの減収量(その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)の合計が、その農家の基準収穫量(その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計)の3割(大豆は2割)を超えるときに共済金を支払います。
全相殺農家単位方式	菜、さとうきび、そば、 スイートコーン、たまね	農家ごとの減収量(その農家の基準収穫(繭)量から収穫(繭)量を差し引いた数量)が、その農家の基準収穫 (繭)量の2割(ばれいしょ、大豆、てん菜は1割)を 超えるときに共済金を支払います。
一筆単位 方 式	大豆	耕地ごとの減収量(その耕地の基準収穫量から収穫量 を差し引いた数量)が、その耕地の基準収穫量の3割 を超えるときに共済金を支払います。
災害収入 共済方式	茶	農家ごとの減収量(その農家の基準収穫量から価格を加味した実収穫量を差し引いた数量)がある場合、その農家の生産金額が基準生産金額の8割(特定畑作物共済限度額)に達しないときに共済金を支払います。

- (注) 1 全相殺農家単位方式(大豆)及び災害収入共済方式(茶)は、組合等が共済規程等に規定した場合に、加入資格要件を満たす農家が選択できます。
 - 2 基準収穫(繭)量とは、いわゆる平年収穫(繭)量のことで、半相殺農家単位方式、全相殺農家単位方式(蚕繭を除きます。)及び一筆方式は耕地ごと、災害収入共済方式及び蚕繭は農家ごとに組合等が設定します。
 - 3 基準生産金額とは、いわゆる平年的な生産金額(総販売金額から農業協同組合等の控除する必要経費部分を差し引いて得られた金額)で、農家ごとに組合等が設定します。

共済責任期間

(1) ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、 たまねぎ、かぼちゃ及びホップ

発芽期(移植をする場合は移植期)から収穫をするに至るまでの期間

(2) 茶

冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでの期間

(3) 蚕繭

桑の発芽期(春蚕繭については、農林水産大臣が特定の地域における桑の発芽期前の日を定めたときは、その日)から、収繭をするに至るまでの期間

共済金額

(1) 半相殺農家単位方式、全相殺農家単位方式及び一筆単位方式

畑作物共済の共済目的の種類等(蚕繭については、農林水産大臣が蚕繭に係る畑作物共済の 共済目的の種類等の区分のいずれかについて、蚕期に応じて区分を定めた地域においては、そ の区分(小蚕期区分))ごとに次により設定します。

① 半相殺農家単位方式

単位当たり共済金額×農家の基準収穫量の7割(大豆は8割)

② 全相殺農家単位方式

単位当たり共済金額×農家の基準収穫(繭)量の8割(ばれいしょ、大豆、てん菜は9割)

③ 一筆単位方式

単位当たり共済金額×耕地の基準収穫量の7割

単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び地域ごとに過去における農家手取価格を基礎として算定される単位当たり価格を上限として農林水産大臣が定める2以上の金額のうちから組合等が選択します。

なお、組合等が個人選択ができる定めをした場合には、農家の申し出により別の金額を選択することができます。

また、てん菜及びさとうきびについては、組合等が農家ごとの基準糖度(過去一定年間の平均糖度)を定め、その糖度に応じて農家ごとの単位当たり共済金額を定めます。

(2) 災害収入共済方式

共済目的の種類ごと及び農家ごとに、基準生産金額に最低割合(3~6割の範囲内で組合等が定める。)を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

基準生産金額×3~6割≤共済金額≤基準生産金額×8割

共済掛金

(1) 共済掛金

共済掛金の額=共済金額×共済掛金率

① 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間(原則20年間)の被害率を基礎として定める基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合等が定めます。

また、危険段階別に共済掛金率を設定することができます。

- ② 基準共済掛金率は、一般に3年ごとに改定が行われます。
- (2) 共済掛金に対する国庫負担

国庫は、共済掛金について、共済金額に基準共済掛金率を乗じて得た金額の 100分の55 (蚕繭については2分の1) を負担します。

損害発生の通知及び損害評価

(1) 損害防止

農家は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止に努める義務を有しています。組 合等は、農家に対する損害防止についての指導や自ら損害防止事業を行うことができます。

(2) 損害通知

農家は、共済事故が発生したとき及び共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、 遅滞なく組合等に通知しなければならないこととされています。

(3) 損害評価

損害評価は、農家の損害通知を受けて、農林水産大臣が定める損害認定準則により行われま す。

① 組合等

組合等は、次により現地調査を実施し、現地調査終了後損害評価会の意見を聴いて、農家 ごとの共済減収量(災害収入共済方式にあっては、減収量及び生産金額の減少額)を認定

- ア 大豆(半相殺農家単位 ……損害発生通知のあったすべての被害耕地について収穫前に、 方式・一筆)、小豆、 収穫量を検見又は実測の方法により調査 いんげん、茶(半相殺 農家単位方式)
- イ ばれいしょ、大豆(全 ……損害発生通知のあった農家のすべてについて、収穫(繭) 相殺農家単位方式)、 てん菜、さとうきび、 茶 (災害収入共済方式) 、そば、スイートコー ン、たまねぎ、かぼ ちゃ、ホップ、蚕繭

量(てん菜及びさとうきびにあっては収穫量及び糖度、茶 にあっては収穫量及び生産金額)を出荷資料を確認する方 法により調査(ばれいしょ、スイートコーン、たまねぎ、 かぼちゃ及び蚕繭のうち、出荷資料による損害評価が困難 なものについては、損害通知のあった農家のすべての耕地 (蚕繭については、農家のすべて) について収穫(繭) 前 に、収穫(繭)量を検見又は実測の方法により調査)

② 連合会

連合会は、組合等の認定結果を検定するため、組合等の現地調査終了後、抜取調査を行い、 損害評価会の意見を聴いて組合等ごとの共済減収量(災害収入共済方式にあっては減収量及 び生産金額の減少額)を認定します。

共済金

(1) 共済金の支払額

ア 半相殺農家単位方式及び全相殺農家単位方式

共済目的の種類等(又は小蚕期区分)ごとに、半相殺農家単位方式は3割(大豆は2割) を超える減収となった農家に対し、全相殺農家単位方式は2割(ばれいしょ、大豆、てん菜 は1割)を超える減収となった農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額=単位当たり共済金額×共済減収量

共済減収量は、次により算定します。ただし、農作物に係る発芽不能又は移植不能の 耕地の共済減収量は、その耕地の全損の場合の共済減収量の2分の1(蚕繭に係る掃立 不能の農家の共済減収量は、全損の場合の共済減収量の2分の1)に相当する収量があ ったものとして算定します。

① 半相殺農家単位方式(大豆、小豆、いんげん、茶)

② 全相殺農家単位方式(ばれいしょ、大豆、てん菜、さとうきび、そば、スイート コーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭)

共済減収量=
$$($$
 農家の基準 $-$ 農 家 の $)$ $-$ 農家の基準 $\times \frac{20}{100}$ $($ ばれいしょ及び大豆は $\frac{10}{100}$ $)$

ただし、てん菜及びさとうきびについては、

イ 一筆単位方式(大豆)

共済目的の種類等ごとに、3割を超える減収となった耕地に対し、次により算定される共 済金が支払われます。

共済金の支払額=単位当たり共済金額×共済減収量

ウ 災害収入共済方式(茶)

共済目的の種類ごとに、価格を加味した実収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額 が特定畑作物共済限度額に達しない農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

事業実績

※平成21年10月1日現在

(1)加入の状況(平成20年産)

事	業	引受戸数	引受数量	引受率	総共済金額	***	共	済 掛	金
						総	額	国庫負担	農家負担
		千戸		%	億円	Ē	万円	百万円	百万円
農化	F 物	83	257 千ha	60. 1	1, 334	9	, 420	5, 181	4, 239
蚕	繭	1	9 千箱	45. 0	4		10	5	5
言	+	84			1, 338	9	, 430	5, 186	4, 244

(2) 共済金の支払状況 (平成20年産)

事	事 業		共済金	再保険金	被害農家1戸	金額被害率
					当たり共済金	
		千戸	百万円	百万円	円	%
農作物	J	12	3, 204	224	261, 199	2.4
蚕 繭	j	0.1	4	1	81, 936	1.0
計		12	3, 208	225	260, 457	2. 4